

東海市公告第 1 1 8 号

東海農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更する理由を次のように一般の縦覧に供する。

なお、市内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和 7 年 6 月 1 8 日までに市に意見書を提出することができ、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 6 月 1 9 日から同年 7 月 3 日までに市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 5 月 1 9 日

東海市長 花 田 勝 重

1 縦覧期間

令和 7 年 5 月 2 0 日から同年 6 月 1 8 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 縦覧場所

東海市中央町一丁目 1 番地

東海市役所環境経済部農務課（庁舎 5 階）